

枚方市学校給食物資の納入等に関する要項

令和5年11月
枚方市学校給食会

1. 見積及び発注について

- (1) 見積合せに参加できる業者は、登録業者とする。
- (2) 登録業者は、枚方市学校給食会（以下、「当会」とする。）の照会に応じて、見積書、見本、原料配合・栄養分析表等（以下、「見積書等」とする。）を提出すること。
- (3) 当会は、見積価格及び品質により発注の可否を決定し、入札及び物資選定（※）を行った後、受注者に対しその結果及び予定数量を通知する。中学校については選択制の学校給食であるため、予定食数が確定した後、発注の前月10日前後に再度予定数量を通知する。
(※) 入札及び物資選定について
 - ・青果以外の物資：4月・6月・9月・11月・1月に入札及び物資選定を実施
 - ・青果：毎月、入札を実施
- (4) 当会からの見積照会に対し、該当物資がない等の理由により辞退をする場合は、入札の締切日までに申し出ること。
- (5) 見積書等の価格や規格等については、正確に記載すること。内容に相違があった場合は、登録を取り消す場合がある。
- (6) 提出された見積書等は、原則として返還しないものとする。

2. 納入について

- (1) 受注者は、当会が定める期日・時間までに見積書等に定める規格等に適合する物資を納入すること。
- (2) 納入時間は、小・中学校とも下記の時間を厳守するものとする。

【小学校】

前日納入の場合

	精肉以外の納品業者	精肉納品業者
共同調理場	10:30～16:30の間	13:00～16:30の間
単独調理場	10:00～16:30の間	13:00～16:30の間

当日納入の場合（一部青果及び休日明け使用の精肉）

	全業者
共同調理場	8:00～9:00の間
単独調理場	8:15～9:30の間

※第一共同調理場、牧野、中宮、小倉、さだ東、山田東、伊加賀、西長尾の各調理場については、7:30から納入可。

【中学校】

全ての食材を前日（休日を挟む場合は前平日）に納入	
	全業者
第一共同調理場	10：30～12：00、13：30～16：30の間

- (3) 納入伝票には、品名、単価、数量等必要な事項を明確に記入し、別に、調理場には数量明細書を渡すこと（産地、製造日、賞味期限、納入時間を記入のこと）
 - (4) 食品衛生関係法令に基づく温度管理を徹底した上で、輸送し、納入すること。
 - (5) 納入物資の加工から納入までの一連の作業、服装及び取扱い容器等については、食品に関する法や諸規定を遵守すること。
 - (6) 見積書等に適合する物資を納入することが困難となった場合には、当会に速やかに状況を報告するとともに、当会が承認する代替品等を調達し納入すること。代替品等が調達できない場合には、双方で協議を行うこと。
 - (7) 納入数量の誤りや品質に問題がある場合には、即時取り替えを行わなければならない。なお、取り替えが出来ない場合には、請求金額を減額することがある。
 - (8) 故意に納入物資の品質を落とすなど、取引の信頼を損ねる行為があったと当会が判断した場合には、登録の取り消しを行う。
3. 発注数量の変更（確定数量の送付）について
- (1) 当会からの、小学校給食使用物資の本発注数量の連絡は、原則として使用日の前週の月曜日に行う。中学校給食本発注数量の連絡は、原則として月2回（前半分・後半分）に分けて行う。
 - (2) 受注者は、前記の連絡に対応し、変更後の数量にて納入すること。
 - (3) 発注予定数と本発注数が乖離する場合がある。
4. 請求及び支払いについて
- (1) 請求書は、納入月分を一括計算して作成し、翌月10日までに当会へ提出すること。
 - (2) 当会からの支払は、原則として、翌月末日までに口座振込にて行う。
 - (3) 8月分の請求は、9月分とまとめて提出すること。
5. その他
- (1) 従業員またはその家族等の健康状態の異常（検便検査における陽性者の確認や、感染症の発生等）が原因であって、営業または納品が困難となる場合は、速やかに当会へ報告すること。
 - (2) その他の物資納入に関する事項については、その都度、当会と協議を行うこと。
 - (3) 当会は、必要に応じ登録業者の事業所等の実地調査を行うことがある。